

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和6年3月 28 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件**

**国 民 年 金 関 係 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2300322号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2300182号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成18年12月20日の標準賞与額を8万円から16万円に、平成19年12月17日の標準賞与額を8万2,000円から16万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成23年3月31日の標準賞与額を5万円に、平成24年3月31日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成23年3月31日及び平成24年3月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年3月31日及び平成24年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和39年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成18年12月  
② 平成19年12月17日  
③ 平成23年3月  
④ 平成24年3月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②については、それぞれ標準賞与額の記録が実際に支給された賞与額の半分の額で記録されている。また、請求期間③及び④については、賞与が支給されていたが標準賞与額の記録がない。請求期間①から④までの賞与に係る支払明細書、源泉徴収票、賃金台帳及び平成19年冬期賞与一覧表を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①については、オンライン記録によると、請求者のA社における平成18年12月20日に係る標準賞与額は8万円と記録されているところ、請求者から当該期間に係る賞与の資料として提出された平成18年度冬期の賞与支払明細書及び平成18年分の賃金台帳（以下「請求期間①に係る賞与資料」という。）により、請求者は、当該標準賞与額を上回る標準賞与額に相当する賞与（16万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料（11,714円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払年月日については、請求期間①に係る賞与資料において支払月日の記載がなく不明であるものの、当該資料に加え、請求者から提出された平成18年度夏期の賞与支払明細書及び平成18年分の給与所得の源泉徴収票並びにオンライン記録により、平成18年12月20日とすることが妥当である。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、当該期間に係る賞与資料から確認できる厚生年金保険料控除額により、8万円から16万円に訂正することが必要である。

次に、請求期間②については、オンライン記録によると、請求者のA社における平成19年12月17日に係る標準賞与額は8万2,000円と記録されているところ、請求者から当該期間に係る賞与の資料として提出された平成19年度冬期の賞与支払明細書及び平成19年分の賃金台帳により、請求者は、平成19年12月17日に当該標準賞与額を上回る標準賞与額に相当する賞与（16万5,000円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（16万5,000円）に基づく厚生年金保険料（12,372円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、当該期間に係る賞与資料から確認できる厚生年金保険料控除額により、8万2,000円から16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成28年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間①及び②当時、同社の事業主であった二人のうちの一人は既に亡くなっていること、他一人は、請求者に係る資料について、保有している資料は何もない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③については、請求者から当該期間に係る賞与の資料として提出された平成22年度決算賞与の賞与支払明細書及び平成23年分の賃金台帳（以下「請求期間③に係る賞与資料」という。）により、請求者は、A社から賞与（決算賞与）の支払（5万円）を受け、当該賞与額

に見合う標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料（4,015円）を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

また、請求期間④については、請求者から当該期間に係る賞与の資料として提出された平成23年度期末手当の期末手当支払明細書及び平成24年分の賃金台帳（以下「請求期間④に係る賞与資料」という。）により、請求者は、A社から賞与（期末手当）の支払（10万円）を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料（8,206円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間③及び④に係る賞与の支払年月日については、請求期間③に係る賞与資料及び請求期間④に係る賞与資料において支払月日の記載がない上、請求者は、A社の給与及び賞与は現金手渡しであった旨陳述しているほか、同社の事業主及び役員等から賞与支払年月日を特定できる資料等を得ることができないため確認することができない。

しかしながら、A社を管轄する税務署の回答により、同社の決算月は3月（決算日3月31日）であり、同月が事業年度の期末であることが確認できる。

また、雇用保険料は、被保険者に賃金を支払う都度、その賃金から控除することができると規定されているところ、請求期間③に係る賞与資料及び請求期間④に係る賞与資料において当該各賞与から控除されている雇用保険料（300円及び600円）に使用されている雇用保険料率は、平成24年度から改定される雇用保険料率（労働者負担分5/1000）ではなく、平成22年度及び平成23年度における雇用保険料率（労働者負担分6/1000）であることが確認できる。

以上のことから、請求期間③に係る賞与は、A社の決算月である平成23年3月に支払われたものと推認できることから月末と認定し、同年3月31日とすることが妥当である。また、請求期間④に係る賞与は、A社の事業年度の期末である平成24年3月に支払われたものと推認できることから月末と認定し、同年3月31日とすることが妥当である。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、請求期間③に係る賞与資料及び請求期間④に係る賞与資料から確認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間③については5万円に、請求期間④については10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成28年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間③及び④当時、同社の事業主であった二人のうちの一人は既に亡くなっていること、他一人は、請求者に係る資料について、保有している資料は何もない旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300425号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2300042号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和56年3月までの請求期間及び昭和62年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年\*月から昭和56年3月まで  
② 昭和62年10月

私の母は、昭和55年\*月頃に私の国民年金の加入手続をA市役所B出張所で行い、請求期間①の国民年金保険料をC郵便局又はD銀行E支店(当時)で納付した。

また、請求期間②については、私が昭和62年10月末頃に会社を退職した直後にA市役所B出張所で国民年金の資格再取得手続を行い、その窓口で請求期間②の納付書を作成してもらい、同時に国民年金保険料を納付したはずであるので、調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者は、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする母親は既に亡くなってしまっており、証言を得ることができないことから、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行ったのは昭和55年\*月頃である旨主張しているところ、i) 社会保険事務所(当時)が作成した、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に払い出された国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)

「\*」が記載されている頁の払出年月日欄には「56. 5.」と記載されていること、ii) 日本年金機構が保管しているA市が作成した、請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「昭和56. 4. 18日取得届出受付第140号」と記載され、請求者の国民年金番号に近接した番号の任意加入被保険者に係る資格取得日と国民年金被保険者名簿の備考欄に記載された取得届出受付日は一致していることから請求者の国民年金の加入手続時期は、昭和56年4月頃に行わ

れたことが推認でき、昭和55年＊月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

2 請求期間②について、請求者は、昭和62年10月末頃に会社を退職した直後にA市役所B出張所で国民年金の資格再取得手続を行った旨主張しているところ、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格期間（昭和62年10月31日から同年11月9日までの期間）の入力処理は平成8年9月19日に行われており、当該入力処理が行われるまでは、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

3 請求期間①及び②について、A市役所は、保存期限経過のため、請求者に係る国民年金の関連資料を保管していない旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300500号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2300043号

## 第1 結論

平成7年1月から同年3月までの請求期間、同年7月及び同年8月の請求期間、同年11月及び同年12月の請求期間、平成10年2月から同年8月までの請求期間、平成12年3月の請求期間、平成14年3月から同年10月までの請求期間、平成15年11月から平成16年2月までの請求期間、平成17年3月から同年6月までの請求期間及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成7年1月から同年3月まで  
② 平成7年7月及び同年8月  
③ 平成7年11月及び同年12月  
④ 平成10年2月から同年8月まで  
⑤ 平成12年3月  
⑥ 平成14年3月から同年10月まで  
⑦ 平成15年11月から平成16年2月まで  
⑧ 平成17年3月から同年6月まで  
⑨ 平成17年9月

請求期間①から⑤まで及び請求期間⑦から⑨までの国民年金保険料については、当初は納付していなかったが、その後、特例措置により過去の未納保険料が納付できるようになった際に、具体的な時期は覚えていないが、郵送で届いた納付書により、半年程の間に3回ぐらいに分けて納付した。私が納付した場所はコンビニエンスストアであったと思うが、母に納付を依頼したかもしれない、その場合はA町役場(現在は、B市)又はC組合の窓口であったと思う。

請求期間⑥の国民年金保険料については、私は会社を辞めて家事手伝いとなっていたことから、A町役場の職員であった母が同役場又はC組合の窓口で定期的に納付してくれていた。

具体的な番号は覚えていないが、過去に保有していたオレンジ色の年金手帳に記載されていた番号が分かれば、請求期間の記録が見つかると思うので、調査の上、請求期間①から⑨までを納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤まで及び請求期間⑦から⑨までについて、請求者は、特例措置により過去の未納保険料が納付できるようになった際に郵送で届いた納付書により、半年程の間に3回ぐらいに分けて納付した旨陳述しているところ、年金事務所から提出された請求者に係る国民年金後納保険料納付申込書及び国民年金後納保険料納付申込承認通知書によると、請求期間⑦から⑨までについては、平成25年8月7日に請求者が国民年金保険料の後納制度（以下「後納制度」という。）に係る申出を行い、同日付で承認されていることが確認できる。

しかしながら、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限って実施されていた後納制度（10年後納制度）の対象者（国民年金第1号被保険者又は、被保険者であった者）が後納制度に係る国民年金保険料を納めることができる期間は、後納の承認が行われた日の属する月前10年間以内の期間であることから、請求期間①から⑤までについては、上記の承認日（平成25年8月7日）時点において、既に10年以上経過しており、当該制度の対象外の期間であることが認められる。

また、請求者は、後納制度に係る国民年金保険料の納付場所について、コンビニエンスストア、A町役場又はC組合の窓口であったと思う旨陳述しているところ、平成14年4月以降は保険料の収納事務が国に移管されていることから、市町村で納付することはできず、請求者の主張する納付方法は、当時の取扱いと符合しない。

さらに、コンビニエンスストアについては、請求者は具体的な納付時期及び店舗名を記憶していないことから、保険料納付の有無について確認することができない。

加えて、C組合の担当者は、領収済通知書の保管期限は3年である旨陳述していることから、後納制度に係る国民年金保険料納付の有無について確認できない。

2 請求期間⑥について請求者は、母親が定期的にA町役場又はC組合の窓口で国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、母親は、請求者の代わりに納付した記憶はあるが、詳しいことは覚えていない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間⑥における資格取得年月日（平成14年3月11日）の処理日は平成14年5月28日とされていることから、同年3月分の国民年金保険料については、市町村では収納することができない過年度保険料となる上、同年4月以降の国民年金保険料についても、上述のとおり、保険料の収納事務が国に移管されていることから、請求者が主張する納付方法は当時の取扱いと符合しない。

さらに、C組合についても、上述のとおり、領収済通知書の保管期限は3年である旨陳述していることから、保険料納付の有無について確認できない。

3 請求者は、具体的な番号は覚えていないが、過去に保有していたオレンジ色の年金手帳に記載されていた番号を探してほしい旨陳述しているところ、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、基礎年金番号及び請求者が平成7年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された「\*」（平成14年10月12日に基礎年金番号に統合）以外の番

号が請求者に対して払い出されたことを確認することができない。

また、請求期間⑥は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、請求期間⑦から⑨までに係る後納保険料を納付することができた期間についても、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であることを踏まえると、年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①から⑨までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑨までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300430号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2300183号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年10月1日から昭和58年8月1日まで  
② 昭和60年10月1日から昭和61年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間①及び②について、給与が下がったことがないにもかかわらず、標準報酬月額が下がっている、調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務していた期間のうち請求期間①及び②について、給与が下がったことがないにもかかわらず、標準報酬月額が下がっている旨主張しているところ、B社の事業主は、会社が平成28年に事務所移転した際に給料台帳等は廃棄している旨陳述しており、請求者の請求期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社において、昭和57年6月7日から昭和61年3月31日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した21名に対して照会を行い、15名から回答を得たが、回答者は請求期間①及び②に係る給与明細書を保管しておらず、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書を保有していない上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300581号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2300184号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月1日から昭和64年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。A社は、自身が昭和63年7月25日に設立したが、厚生年金保険の適用年月日が昭和64年1月1日と記録されている。新規適用届の手続きは全て社会保険労務士に任せていたが、その際に厚生年金保険と健康保険の手続きはセットであると聞いており、はっきりとした時期は不明であるが、昭和63年5月か同年6月頃にC駅にあるD病院に入院していたため、こうした健康不安のある中で5か月間も健康保険に加入していないはずはない。

請求期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本及び定款により、同社は請求者を発起人として昭和63年7月25日に設立されており、請求者と同日の昭和64年1月1日付けで健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員の陳述から、期間は特定できないが、請求者が請求期間当時、代表取締役として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、日本年金機構から提出された適用事業所名簿によると、A社は、請求者を事業主として、E県F市において、昭和64年1月1日付けで健康保険厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、請求者から提出された商業登記簿謄本によると、A社の本店は、昭和63年11月にE県F市へ移転し、同年12月に登記されていることが確認でき、上記適用事業所名簿には移転後の所在地が記載されていることから、同社は、昭和63年11月以降に健康保険厚生年金保険の新規適用届の手続きを行ったものと推認できる。

さらに、請求期間に係る適用事業所名簿を確認したところ、請求期間においてA社が適用事業所であった記録は見当たらない上、事業所記号に欠落はない。

加えて、B社及び同社の事業主である請求者は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者と同日の昭和 64 年 1 月 1 日付けで A 社において被保険者資格を取得している従業員は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、同社の保険料控除の状況について確認することができない。

なお、請求者は、はっきりとした時期は不明であるが、昭和 63 年 5 月か同年 6 月頃に C 駅にある D 病院に入院しており、こうした健康不安を抱える中で請求期間に健康保険に加入していないはずないと主張していることから、D 病院に照会したところ、A 社が昭和 64 年 1 月 1 日付けで健康保険厚生年金保険の新規適用事業所となったときに付された事業所記号の健康保険被保険者証を使用して、請求者が同病院を受診していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。